

一般社団法人大北歯科医師会 定款、規程、規則、要綱集

令和8年4月



一般社団法人 大北歯科医師会

〒398-0002

長野県大町市大町1477-2

<https://taihoku-da.com>

E-mail taihokuda@gmail.com

TEL 0261-23-3211

FAX 0261-22-7730

目 次

1	一般社団法人大北歯科医師会	定款……………	3
2	同	定款施行規則……………	11
3	同	会務規定……………	14
4	同	委員会規定……………	16
5	同	災害等対策委員会規則……………	18
6	同	財務規定……………	19
(選挙関係)			
6	同	会長予備選挙規程……………	21
7	同	選挙に関する規定……………	22
(会員関係)			
8	同	入会金に関する規程……………	24
9	同	会費に関する規程……………	26
10	同	研修医・登録医制度要綱……………	27
11	同	会員、新規入会者、診療所開設者、新規開設者、 研修医に関する指導要綱……………	29
12	同	報酬規則……………	31
(参考資料)			
13	同	指導要綱添付資料(日本歯科医師会・長野県歯科医師会) 倫理綱領及び倫理規範……………	33
13	同	定款諸規程の変更・改定の沿革……………	34
(関連団体)			
14	大北歯科医師福祉共済会	諸規定……………	37
15	同	運営内規……………	40
16	同	届出様式……………	41
17	大北歯科医師連盟	規約……………	43
18	同	加入金に関する規程……………	44

一般社団法人大北歯科医師会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人大北歯科医師会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を 大町市 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、医道の高揚、歯科医学の進歩発展と公衆衛生の普及向上に関する事業を行い、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 医道の高揚に関する事業
- (2) 歯科医学の進歩発展に関する事業
- (3) 歯科医事衛生の研究と調査に関する事業
- (4) 歯科医学教育の研究と整備に関する事業
- (5) 保険医療の調査研究、指導に関する事業
- (6) 公衆衛生の普及と予防医学の研究、指導に関する事業
- (7) 学校歯科保健に関する事業
- (8) 歯科医師の研修に関する事業
- (9) 歯科資材改良の研究と検定審査に関する事業
- (10) 口腔衛生指導に関する事業
- (11) 歯科医業の合理化に関する事業
- (12) 前号までに掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認める事業

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

(1) 正会員は、歯科医師であって、この法人の目的及び事業に賛同して入会した者。

(2) 名誉会員は、この法人に対して特に功労があり、理事会で推薦した者。

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号、以下「法人法」という。）の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の正会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(経費の負担)

第7条 正会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 既納の入会金、会費及び負担金は、その理由のいかんを問わず、これを返還しないものとする。

3. 会費及び負担金の額並びに徴収方法は、総会で定める。ただし、特別な事情がある者に対しては、理事会の決議を経てその額を減免することができる。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。

(2) 総正会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡したとき、又は解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 事業計画の承認
- (5) 収入支出予算及び決算の承認
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 前号までに掲げるもののほか、会長の附議した事項
- (10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後1箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第15条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定

数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び総会に出席した正会員のうちから選出された2名以上の正会員は、前項の議事録に署名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上8名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、若干名を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

(役員の子族等割合の制限)

第21条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊な関係がある者の合計数が、理事の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

2 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊な関係にあるものを含む。)及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。

4 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告

を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 総会において定められた理事及び監事の報酬等の額については、別に定める報酬規定により支給する。

- 2 この法人の業務執行にあたり、理事会が任命した会員又は会員事業所が実施した事業における経費を、報酬等として会員又は会員事業所に支払う事ができる。報酬等の額は、別に定める報酬規定による。

第6章 理事会

(構成)

第27条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- (4) 諸規程の制定及び改廃

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は前項の議事録に記名押印する。

3 議事録は、主たる事務所にて保管し、社員(会員)の求めがある場合は開示する。

第7章 資産及び会計

(この法人の経費)

第32条 この法人の経費は、会費、負担金、その他収入金をもって充当する。

(資産の管理及びその方法)

第33条 本会の資産は、会長がこれを管理し、その方法は、理事会の決議によりこれを定める。

(事業年度)

第34条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。

これを変更する場合も同様とする。

前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類（電磁的記録及び議決権行使書を含む）のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第37条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第38条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属等）

第39条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人若しくは国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 この法人は、剰余金の配分を行うことができない。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第40条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法で行う。

第10章 委員会、顧問、事務局

（委員会）

第41条 この法人に委員会を置くことができる。

- 2 委員会の任務、構成、並びに運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める委員会規則による。

（顧問）

第42条 この法人に若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、特定の重要な事項について、会長の諮問に応ずる。

（事務局）

第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、必要な職員を置き、会長が任命する。
- 3 職員は、会長の定めた職務に従事する。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は 砂田修 とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この改正定款は令和5年4月1日から施行する。
第26条 報酬規程を別に定め支払方法等を明示。役員及び会員への報酬等の支払について明示。第31条 議事録開示（事務所）の明示。第36条 公益目的支出計画完了による監査・承認書類の一部削除と保管書類（電磁的記録及び議決権行使書等）の追加
- 5 この改正定款は令和7年3月1日から施行する。
第5条 法人の構成員における正会員の資格の変更及び文言の訂正。
第19条2 役員の設置における、役職設置人数変更

定款施行規則

(入会手続)

- 第1条 定款第6条に規定する入会申込みは、様式第1号によるものとする。
- 2 前項の申込についてその諾否を決めたときは、その旨を様式第2号により入会申込みをした者に通知するものとする。
 - 3 入会を承認された会員は、通知を受けた日から1週間以内に別に定める規定の入会金を納入しなければならない。

(変更届)

- 第2条 入会の際届け出た事項に異動が生じたときは、様式第3号によりすみやかに会長に届け出なければならない。

(報告及び意見の発表)

- 第3条 会員は、一般社団法人大北歯科医師会（以下「本会」本会という。）の目的に関する研究又は調査を本会へ報告し、発表することができるとともに本会の事業に関する意見を述べるができる。この場合事前にその件名及び内容の概要を会長に届け出なければならない。

(印刷物の頒布)

- 第4条 会員は、本会から発行する雑誌その他の印刷物の頒布を受け又は購入することができる。

(会費等の減免)

- 第5条 会費等を減免する正会員は、別に定める規程により理事会の議を経て会長が定める。

(会員の資格の喪失)

- 第6条 正会員が6カ月に相当する会費を支払わぬときは、退会したものとみなす。ただし退会したものとみなされた者が、6カ月以内にその未払い金を支払ったときは、復活したものとする。

(全体協議会) = (例会)

- 第7条 総会、理事会のほか必要に応じ全体協議会を開催することができる。
- 2 全体協議会は、会長がこれを招集し議事を進行する。
 - 3 全体協議会において協議した事項中定款第17条の規定によりそれぞれ総会、理事会に附議すべき事項は、次期の総会、理事会において承認又は議決を得なければ、その効力は発しない。

(総会における議事)

第8条 総会における議事細則は、次の第9条から第12条までの各条の規定するところによる。

(議場整理)

第9条 定款第15条に規定する議長は、総会を統轄し、会長と協議のうえ会議の順序を定め、会議を開閉し、議場の秩序を保持する。

(議事)

第10条 議長は、次の各号により議事を進行するものとする。

- (1) 議長は、氏名点呼により出席者数を確認のうえ総会を開催しなければならない。
- (2) 議案の分合及び議題の順序は、会員に諮り議長が定める。
- (3) 議長は、会議に先立ち、出席者の中より2名の議事録署名人を指名しなければならない。
- (4) 議案は、理事に説明させる。
但し、議長は、適宜これを省略することができる。
- (5) 議案は審議の慎重を期すため委員会に諮ることができる。
- (6) 会員は、動議を提出することができる。
但し、3名以上の賛成がなければ議題とすることができない。
- (7) 否決した議題と同一の動議は同一会議に提出することができない。
- (8) 議題となった動議は、会議の同意を得なければ、これを撤回することができない。

(発言)

第11条 発言しようとする者は、議長を呼びその許可を受けなければならない。

2 一議題が終わらないうちに他の議題につき発言することはできない。

但し、議事進行に関する緊急動議、議事の手続、採決の方法、議事の中止、会議の休憩及び討論終結等先決の動議はこの限りでない。

(採決)

第12条 議長が採決するときは、その議題を会議に宣告しなければならない。

2 採決の方法は、起立、挙手及び投票の3種とし議長が適宜これを採用する。

3 議長は、採決の結果を宣告しなければならない。

4 議長は、議題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議ないと認めるときは可決の旨を宣告する。

5 採決の順序は原案に遠いものを先にする。

但し、緊急又は先決の動議は、他の議題に先立ち、採決しなければならない。

- 6 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第38条第1項3号に基づき、出席しない会員が書面によって議決権を行使できる。

第13条 財産目録は、備品台帳に資産台帳として保管する。

(会費の納入)

第14条 会費は会員の委任を受け、会員の指定する銀行口座より毎月納入するものとする。

附 則

この規則は昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この規則は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正規則は令和5年4月1日から施行する。

入会金の額を「入会金に関する規程」に記載。

書面による決議権行使の明示。

土地台帳の抹消及び財産目録保管の明示。

会務規程

第1章 総則

第1条 本会定款第4条の事業を実施するため本規程を定める。

第2条 会長は、理事会の議を経て理事の会務分担を定める。

第3条 理事は、分担する会務を処理しその結果を理事会に報告しなければならない。

第4条 会務の処理は、すべて会長名をもって行うものとする。ただし、予め理事会の承認を得たものはこの限りではない。

第5条 本会の会務を施行するためつぎの部門を設ける。

- (1) 総務部
- (2) 会計部
- (3) 社会保険部
- (4) 学術部
- (5) 医療管理部
- (6) 地域保健部

第2章 会務分掌

第6条 総務部は、次の会務を掌る。

- (1) 印章の管理、文章の收受、発送、保存管理
- (2) 諸会議及び委員会に関する事項
- (3) 諸報告に関する事項
- (4) 会員、役員、職員の名簿並びに人事に関する事項
- (5) その他、他部に属さない事項

第7条 会計部は、次の会務を掌る。

- (1) 予算、決算、会費、負担金の賦課徴収に関する事項
- (2) 財産造営物の保管、修理に関する事項
- (3) 現金、預金通帳及び有価証券の保管及び出納に関する事項
- (4) 物品の保管及び出納に関する事項
- (5) その他会計に関する事項

第8条 社会保険部は、次の会務を掌る。

- (1) 保険医療の調査、研究、指導に関する事項
- (2) その他保険医療に関する事項

(3) 社会保険部委員会の運営に関する事項

第9条 学術部は、次の会務を掌る。

- (1) 歯科医学に関する科学と医術との進歩発展に関する事項
- (2) 歯科医事衛生の研究と調査に関する事項
- (3) 歯科医学教育の調査と研究に関する事項
- (4) 歯科医師補習教育に関する事項
- (5) 諸学会、学術集会に関する事項
- (6) 学術部委員会の運営に関する事項

第10条 医療管理部は、次の会務を掌る。

- (1) 会員の厚生福祉に関する事項
- (2) 医療管理部委員会の運営に関する事項
- (3) 歯科資材改良研究と検定審査に関する事項
- (4) 歯科医業経営管理に関する事項

第11条 地域保健部は、次の会務を掌る。

- (1) 公衆衛生の普及と予防医学の研究、指導に関する事項
- (2) 口腔衛生指導に関する事項
- (3) 地域保健部委員会の運営に関する事項
- (4) 学校歯科に関する事項
- (5) 学校歯科部委員会の運営に関する事項

第12条

附 則

この規程は昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は平成3年4月1日より施行する。

附 則

この改正規程は平成25年4月1日より施行する。

委員会規則

(設置)

第1条 この規則は、定款第41条により定める。

(委員会の種類)

第2条 委員会は、常設委員会及び特別委員会の2種とする。

(常設委員会)

第3条 常設委員会は、次のとおりとする。

- (1) 社会保険部委員会
- (2) 学術部委員会
- (3) 医療管理部委員会
- (4) 地域保健部委員会
- (5) 災害等対策委員会
- (6) 広報委員会

(特別委員会)

第4条 特別委員会は、必要に応じて会長がこれを設ける。

(職務)

第5条 委員会は、会長の諮問した事項につき調査審議する。但し、委員会において必要ありと認めたときは、諮問以外の事項についても調査審議し、会長の委嘱により会務の一部を施行することができる。

(委員の委嘱及び定数)

第6条 委員は、理事会の議を経て会長が委嘱する。

- 2 委員会の委員定数は、会長がこれを定める。

(任期)

第7条 委員の任期は、委嘱した会長の任期中とする。

(委員長及び副委員長)

第8条 委員会には、委員長1名、副委員長1～2名をおく。

- 2 委員長、副委員長は委員の互選とする。

(委員会の招集)

第9条 委員会の招集は、会長と連絡のうえ委員長がこれを行う。

(委員長、副委員長の職務)

第10条 委員長は、委員会の議事を整理し秩序を保持する。副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときはこれを代理する。

(報告及び会長の取り扱い)

第11条 委員長は、委員会の経過及び結果を会長に報告しなければならない。

2 会長は、これを理事会に諮りその取り扱いを決定する。

(会長・副会長の出席権)

第12条 会長、副会長は、委員会の会議に出席して意見を述べることができる。

(運用規則)

第13条 委員会は、必要に応じて運用規則を定めることができる。

附 則

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この改定規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この改定規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改定規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この改定規則は、令和7年4月1日から施行する
常設委員会として広報委員会を追加

災害等対策委員会規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、定款第41条及び委員会規則第13条によりこれを定める。

(目 的)

第2条 大北地域の災害等が発生した場合に備え、災害等発生時における関係機関等との連携による迅速な対応を行うための体制を構築することを目的とする。

(業 務)

第3条 大北地域における大規模災害等の発生に備え、以下の各号の要件を配慮した大北歯科医師会大規模災害対応マニュアルの作成と会員への周知及び研修等を行う。

- (1) 災害等発生時における必要な情報の収集・分析・管理・伝達・備品調達等に関すること。
- (2) 長野県歯科口腔保健推進条例第10条7項に則り、災害時における歯科口腔に関する保健医療サービスの迅速な提供のための体制の確保に関すること。
- (3) 会員及び会員診療所等の被害状況に関すること。
- (4) 長野県災害対策本部、市町村災害対策本部、大北地域包括医療協議会（大北地域災害医療本部）等との連携及び情報共有と歯科医療救護班の派遣要請に関すること。

(管理の統括と分担)

第4条 災害等の対策は、会長が統括する大北歯科医師会災害対策本部を設置し、災害等対策委員会にその業務を分担させるものとする。

(会 計)

第5条 この規則に関する収入、支出は一般会計とする。

(補 則)

第6条 この規則に定めるもののほか運営に関し必要な事項は、理事会の議を経て定めることができる。

附 則

この規則は、災害等対策委員会規程・災害等対策委員会運営規則及び災害等対策委員会運営規則施行細則を踏襲廃止し、令和5年4月1日から制定する

制定の趣旨

常設委員会としての目的・業務等の明文化。

管理の統括と業務分担明示。災害等対策負担金の廃止。

財務規程

- 第1条 この規定は、本会定款第33条によりこれを定める。
- 第2条 財産の管理及び会計事務に関しては法令、その他別段の規定のある場合を除く外、本規程の定めるところによる。
- 第3条 財産の管理及び会計事務についての責任者（担当理事）を置く。
責任者は、理事より選出する。
- 第4条 責任者は、理事会の議を経て会長が決める。
- 第5条 責任者は、財産及び会計に関する一切の管理及び事務を行う。
- 第6条 所有又は取得した備品等は、定款施行規則第13条に規定する備品台帳（資産台帳）に記載し、責任者はこれを整備しなければならない。
但し、一品の購入価格が税別30,000円以下の備品はその登載を省略することができる。
- 第7条 備品台帳に記載された備品が、消耗、毀損、亡失等によりその価値を失ったときは責任者は理事会に報告し、承認を受けて備品台帳にその旨を記載して整理しなければならない。
- 第8条 責任者は、収入、支出その他関係帳簿を備え、記録、記載して会計年度毎にこれを整理し、証書類と共に保存しなければならない。
- 第9条 責任者は、予算成立後その年度内において予算の補正を要するときは補正予算案を作成して理事会に報告しなければならない。
- 第10条 会長は、理事会において予算の補正の必要を認めるときは総会を招集して承認を得なければならない。
- 第11条 責任者の移動があった場合は、前任者は事務の引き継ぎを行わなければならない。
- 第12条 財産の管理及び会計に関する諸帳簿は、毎年1回監事の監査を受けなければならない。
- 第13条 本会の収入支出予算は、款に大別し、各款においてはこれを項に区分す

るものとする。

- 2 本会の支出予算の経費の金額は、各款の間又は各項の間において相互に流用してはならない。ただし、総会の承認を得た場合はこの限りでない。

附 則

この規程は、昭和59年4月1日より施行する。

附 則

この改正規程（第6条改定）は、昭和63年4月1日より施行する。

附 則

この改正規程は、平成25年4月1日より施行する。

附 則

この改正規程は令和5年4月1日から施行する。

取得備品を記載する台帳の明示と登載省略備品単価の変更。

会長予備選挙規程

- 第1条 この規程は、会員の意識の調査（以下「会長予備選挙」という）に関して定めるものとする。
- 2 前項の会長予備選挙とは、定時総会で選任する理事のうち、選任後の理事会において代表理事となるべき会長の候補者を、会員の意識で予め選挙することにより、理事会による代表理事の選任の参考とするために行うものである。
- 第2条 会長の資格は、その選挙前2年以上本会の会員であって定款施行規則第6条に該当しないものであることを要する。
- 第3条 会長予備選挙は、任期満了直前の総会で行う。
- 第4条 選挙の執行は、選挙管理委員会が行う。
選挙管理委員会は、投票、開票、その他選挙に関する一切の事務を行う。
選挙管理委員は、3名とし総会で選挙する。その任期は本会役員任期に同じとする。
- 第5条 選挙管理委員は、第8条の規定による届けありたるときはこれを審査し、その結果を選挙前に総会に報告することを要する。
- 第6条 会長の予備選挙は、以下4条の規程により投票による。
投票は、1人1票単記無記名とし委任による投票はこれを認めない。
- 第7条 選挙は、立候補者又は推薦候補者についてこれを行う。
- 第8条 何れの候補者もその氏名、生年月日、住所、本人の略歴並びに立候補の趣意書を添えて選挙期日7日前までに本会へ届出を要する。
- 第9条 候補者の演説又は推薦人の推薦演説は、各々5分以内とする。
但し、演説の順序は、届出の順序による。
- 第10条 選挙は、出席したる会員の投票の多数を得たる者を以て当選者とする。
得票同数の場合は、抽籤による。

附 則

この規程は、平成28年5月1日より施行する。

選挙に関する規程

第1条 この規程は、定款第20条にもとづき必要な事項を定める。

第2条 役員の資格は、本会の会員であって定款施行規則第6条に該当しないものであることを要する。

第3条 理事、監事の選挙は、任期満了時の定時総会で行う。

第4条 選挙の執行は、選挙管理委員会が行う。

選挙管理委員会は、投票、開票、その他選挙に関する一切の事務を行う。
選挙管理委員は、3名とし総会で選挙する。その任期は本会役員任期に同じとする。

第5条 選挙管理委員は、第8条の規定による届けありたるときはこれを審査し、その結果を選挙前に総会に報告することを要する。

第6条 役員の選挙は、以下4条の規程により投票による。

投票は、1人1票単記無記名とし委任による投票はこれを認めない。

第7条 選挙は、立候補者又は推薦候補者についてこれを行う。

第8条 何れの候補者もその氏名、生年月日、住所、本人の略歴を選挙期日7日前までに本会選挙管理委員会へ届出を要する。

- 2 役員の選任を議案とする総会において書面による議決権の行使を行う場合は、議決権行使書を本会に提出して行う。
- 3 書面によって行使された議決権の数は、出席した会員の議決権の数に参入する。

第9条 候補者の演説又は推薦人の推薦演説は、各々5分以内とする。

但し、演説の順序は、届出の順序による。

第10条 選挙は、出席したる会員の投票の多数を得たる者を以て当選者とする。
得票同数の場合は、抽籤による。

第11条 一般社団法人長野県歯科医師会代議員および同予備代議員選挙は一般社団法人長野県歯科医師会定款17条第3項の規程に基づき行う。

第12条 選挙規程による立候補者なき場合は、別段の方法により決めても差し支えない。

附 則

この規程は、昭和59年4月1日より施行する。

附 則

この改正規程は、平成6年12月1日より施行する。

附 則

この改正規程は、平成21年4月1日より施行する。

附 則

この改正規程は、平成25年4月1日より施行する。

附 則

この改正規程は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

この改正規程は令和5年4月1日から施行する。

第8条立候補者又は推薦候補者の届出内容の変更と届出先の明示。

附 則

この改正規程は令和7年4月1日から施行する。

第2条役員の資格 会員期間の削除

入会金に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款及び定款施行規則に規定するもののほか、必要な事項を定める。

(入会金の額)

第2条 定款第7条及び定款施行規則第1条に定める正会員の入会金の額は、次の各号に定めるとおりとする。

- | | |
|---------------------|-------|
| (1) 診療所開設者会員 | 100万円 |
| (2) 勤務会員 | 30万円 |
| (3) 勤務会員が開設者に変更した場合 | 70万円 |

(開設者、勤務会員)

第3条 診療所開設者とは、本会区域内において歯科医療機関を開設し、歯科医療に従事する歯科医師をいう。

但し、開設者が歯科医師でない場合には、代表する歯科医師を開設者会員とする。

2 勤務会員とは、本会区域内の歯科医療機関等において常勤、非常勤、臨時等にかかわらず、歯科医療に従事する歯科医師をいう。

(入会金の免除)

第4条 定款施行規則第1条3項に定める入会金（以下「入会金」という。）は、理事会の議を経て、一部又は全部を免除することができる。

- (1) 本会に10年以上在籍した会員（以下「甲」という。）の開設管理する診療所を甲の親族等が継承するために開設者となった場合は、入会金の差額を免除することができる。
- (2) 勤務会員が甲の意思の下で、甲の診療所を継承し開設者となる場合は、地域性及び入会年度や本会事業等への貢献度等により、入会金の差額を免除することができる。
- (3) 勤務する歯科医師の異動に伴う入会金については、これを免除することができる。
- (4) 勤務会員が診療所開設者となる場合は、入会からの期間や本会事業等への貢献度等により、入会金の差額を免除することができる。

(入会金の使途)

第5条 入会金はその全額を、一般会計へ繰り入れるものとする。

(規定外事項の処理)

第6条 本規程に定めなき事項については、理事会において協議決定する。

附 則

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は令和5年4月1日から施行する。

第2条に入会金の額の追加及び金額の変更。（開設者、勤務会員）を第3条とし、勤務会員の要件の変更。（入会金の免除）を第4条とし、免除決定機関の明示と免除適用要件の変更。第4条（入会金の差額）の削除。

会費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第7条に規定する経費の負担のほか、必要な事項を定める。

(会費の額)

第2条 正会員の会費は月額25,000円とする。

ただし75歳以上の会員(長寿会員)の会費は、満75才に達した翌月より月額5,000円とする。

(会費の徴収方法)

第3条 会費の徴収は、原則として毎月(5日)に口座振替にて行う。

(病気等の特例)

第4条 病気など特別の理由で理事会が認めた場合は減免または猶予する事ができる。但し、会長は速やかに本会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、会費及び負担金の減免に関する規程を踏襲廃止し、令和5年4月1日から制定する。

制定の趣旨

定款第7条(経費の負担)における会費・負担金の額及び特例の明文化。

研修医・登録医制度要綱

(目的)

第1条 この制度はこの制度は歯科医師法第1条(※1)並びに定款第3条に掲げる目的を達成する為、広く後進に歯科臨床研修の場を開くことを目的として設ける。

(研修医・登録医とは)

第2条 研修医及び登録医とは以下の各号の要件を満たす歯科医師である。

(1) 当地区内の会員が開設する医療機関において診療を行う歯科医師とする。

(2) 一般社団法人大北歯科医師会会員とはならない。従って入会金、会費の納入義務、及び議決権を持たない。

(3) 研修医は、当会所属の医療機関において歯科医師(卒後)臨床研修を行う臨床歯科医師を基本とし、例会及び諸事業には可能な限り参加協力する。研修会等の参加費用の実費はその都度本人が負担するものとする。
なお、研修医としての研修期間は1年以内とし、継続勤務する場合は、改めて登録医又は勤務会員として届出又は申込を行うものとする。

(4) 登録医は、当会所属の医療機関において、地域医療を担う歯科医師として、例会及び諸事業に積極的に参加協力するよう努める。
なお、登録医には申請時に当会定款諸規定並びに会員名簿を配布する。

(登録医負担金等の額・登録医負担金の減免)

第3条 登録医は負担金として事業年度初めの月若しくは届出時に、登録医1名につき30,000円(年額)を医療機関ごとに納める。

2 年度途中の届出の場合は、届出月から年度末までの期間の月割り分とする。

3 勤務形態等の特別な事由がある場合は、歯科医療機関より減免申請を行う事ができ、理事会の決議を経て承認された場合に於いては、非常勤登録医として、その額を減免する事ができる。

4 常勤・非常勤の区別は、長野県(保健所)並びに厚生局への届出区分による。

5 登録医申請(新規・変更)において、非常勤登録医のみの場合は、1医療機関につき3,000円(申請時のみ)を事務手数料(定款諸規定・会員名簿等印刷配布手数料等)として納める。

(届出)

第4条 会員は、研修医又は登録医を、遅滞なく所定の様式をもって当会に届け出るものとし、理事会の承認を得るものとする。(登録医負担金減免申請届を含む)

(規定外事項の処理)

第5条 本要綱に定めなき事項については、理事会において協議決定する。

附 則

この要綱は昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改定要綱は令和5年4月1日から施行する。なお研修医は改定移行期間として、改正要綱施行日より1年間を限度に、研修医として継続することができる。

(改正内容) 歯科医師の職業倫理の遵守を目的に付加。

登録医制度の制定と登録医の位置づけの明文化。

研修医・登録医の届出義務と位置づけ及び費用負担の明示。

規定外事項の処理の追加。附則に研修医の改定移行期間を追記

附 則

この改定要綱は、研修医の改定移行期間を終了とし、令和6年4月1日から施行する。

(改正内容) 第1条(目的)に歯科医師法第1条の付加。【下記条文掲示】

登録医負担金減免の区分(常勤・非常勤)、減免申請等について明示。

令和5年4月1日改定の研修医の改定移行期間(令和6年3月末)終了。

※1 歯科医師法 第一条

歯科医師は、歯科医療及び保健指導を掌ることによつて、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保するものとする。

会員、新規入会者、診療所開設者、 新規開設者、研修医に関する指導要綱

(目的)

第1条 定款第3条に掲げる目的を達成する為、会員のより良き相互理解を得て、本会の会務運営を円滑にし、一般社団法人として社会に貢献できるようにこの指導要綱を定める。

(正会員)

第2条 本会定款に定める目的達成の為にを行うあらゆる事業に対し、積極的に協力する。

2 本会の区域内に於いて歯科医療に従事し、又は従事しようとする歯科医師がいる場合は、登録医に届出を行うとともに、正会員として本会へ入会するように積極的に指導、勧誘する。但し、研修医はその限りではない。

(県歯、日歯への入会)

第3条 開設者会員は、一般社団法人長野県歯科医師会及び公益社団法人日本歯科医師会に入会するものとする。

2 勤務会員は、一般社団法人長野県歯科医師会及び公益社団法人日本歯科医師会に入会することが望ましい。

(開業「診療所開設」する会員)

第4条 開業をめざす会員は、最近の複雑化した保険診療、対患者関係、既設医療機関を含めた地域医療に及ぼす医療効果、地域医療情勢等について研修を十分にし、地域社会により良き医療サービスを提供できるよう努めなければならない。

又、経済的な面のみにとらわれず将来的展望にたって十分なる準備をして、周囲の援助、祝福を受けて開業するためにも、当会内での十分な研修をすることが望ましい。

(研修医・登録医)

第5条 研修医及び登録医は、歯科医師の職業倫理及び法令や当会規約等を遵守し、対患者関係、既設医療機関を含めた地域医療に及ぼす医療効果、地域医療情勢等について研修を十分にし、地域社会により良き医療サービスを提供するよう努める。

(診療所の新規開設、新築、移転について)

第6条 地域医療への有効性、適格性、又周囲に対する種々の影響を考慮して、下記の事項を本会へ報告するものとする。

(1) 開設、新築、移転等の時期

- (2) 場所
- (3) 施設、設備等の規模
- (4) その他

(歯科医師の職業倫理・コンプライアンス)

第6条 本会会員並びに研修医・登録医は歯科医師としての使命と職責を自覚し、常におのれを修め、自らを律する基準として、日本歯科医師会・長野県歯科医師会の定める倫理規範及び法令等を遵守しなければならない。

- 2 理事会は前項の遵守のため、会員及び医療機関に対し情報提供を行い、必要に応じて指導・注意等を行う。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱（研修期間改定）は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱（研修期間削除）は、平成2年12月1日から施行する。

附 則

この改正要綱（県歯、日歯への入会）は、平成6年12月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(改正内容)

指導要綱に登録医を追加。

登録医届出と本会への入会指導の追記。

新規入会希望者指導要綱の削除。

第6条研修医・登録医の指導要綱の追加。

第8条（歯科医師の職業倫理・コンプライアンス）指導要綱の追加及び関連抜粋資料の添付。【定款諸規定 末尾記載】

報 酬 規 則

(趣旨)

第1条 この規則は、定款第12条並びに第26条により総会において定められた役員報酬の額を提示するもののほか、必要な事項を定める。

(役員報酬の額)

第2条 役員報酬として、会長・副会長・専務理事・理事・監事に対する年額報酬額を以下の通り定める。

会長	250,000円
副会長	<u>120,000円</u>
専務理事	150,000円
理事	<u>100,000円</u>
監事	30,000円

(会員・会員事業所への報酬等の額)

第3条 会員又は会員事業所に対し、定款第3条(目的)・第4条(事業)を遂行するために実施した事業に係る報酬額を定める。ただし会員又は会員事業所が、本会を通じ行政機関等と直接契約したものを除く。

(1) 事業所健診等に対する医療機関への支払い

本会と契約した事業所等へ出動要請により集団健診業務等を実施した場合の報酬額は、1回当たり22,000円と被健診者人数に200円を乗じた額を加えた金額とし、歯科衛生士等の帯同費用を含むものとする。

ただし診療所健診及び酸食症等の少人数限定事業所健診の場合は、契約内容により本会指定歯科診療所と理事会との協議により定めた額とする。

(2) 連休等の歯科緊急当番医の提供体制確保に対する費用弁済

休日・祝日等の地域住民等に提供する歯科救急外来診療に対する報酬の額は、受託予算金額を元に、総会にて定めた当初予算額に準じて費用弁済として医療機関に支払う。

(3) 旅費・日当等に対する費用弁済

本会の業務遂行のため、以下の会議等に出動または旅行した場合に、下表により旅費等を補填するため費用弁済として支給する。

- 1) 本会の総会、総役員会、理事会、全員協議会(定例会)及び委員会。
- 2) 本会の業務遂行のため出席した関係諸団体の会議等。

ただし、本会の総会・全員協議会(定例会)における年会費減免正会員(長寿会員含む)及び、学術研修や保険指導等への参加、他団体から旅費・日当等が支給される会

議等の出動の場合は除く。

3) その他会長により用務のために出張等を命じられた場合

(下表 旅費) 交通費・日当・車両使用料計算表

交通費		日 当	車両使用料 1kmにつき
鉄道運賃	車賃 1kmにつき		
普通運賃	20円	<u>4,000円</u>	<u>50円</u>

なお、旅費は適切な施設及び方法を用いた領収書等の引き換えにより弁済する。領収書の額・内容について不明な点がある場合、これについて会計理事は質問する事が出来るものとする。

第4条 支払い時期

- 1) 第2条の報酬に関しては、年一回とし、翌年度初めの全員協議会において支給とする。
- 2) 第3条1項・第2項の報酬等に関しては、年一回とし、翌年度初めの全員協議会において支給とする。
- 3) 第3条3項 日当・旅費の還付は会員の希望する時点での支給を原則とする。但し希望する旨が無い場合においては、翌年度初めの全員協議会において清算を完了する。

附 則

この規則は、旅費規則を踏襲廃止し、令和5年4月1日から制定する。

制定の趣旨

定款第12条第26条の役員報酬の額を明示。

役員・会員・会員事業所の報酬や費用弁償等の算出方法を事業区分毎に明示。報酬等の支払い時期を明示。

附 則

この改定規則は令和6年4月1日から施行する。

(改定内容)

第3条(1)(2)における事業に対する報酬等の費用弁済方法等の明示
改正施行日を附則に追加。

附 則

この改定規則は令和8年4月1日から施行する。

第2条 役員報酬額の変更。

第3条(2)(3)の文言の変更及び追加。下表日当・車両使用料の額の変更

【日本歯科医師会 歯科医師の倫理綱領】

われわれ歯科医師は、日頃より歯科医学および歯科医療の研鑽を通じて培った知識や技術をもって、人々の健康の回復と疾病の予防のために貢献するものである。

- 一、専門職として歯科医学と歯科医療の発展のために尽くし、医療倫理の実践に努める。
- 一、専門職である事を念頭に、法を遵守し適切な説明を行い、常に愛情を持って患者のために社会的使命を果たすように努める。
- 一、自己の知識、技術、経験を社会のために提供し、社会福祉および国民の健康向上のために努める。

【一般社団法人長野県歯科医師会倫理規範】

基本精神

- 1 会員は、関係法律を遵守し、専門職として常に研鑽を積み、新しい知識と技術を習得する義務を負う。
- 2 会員は、診療にあたり、自己の最善を尽し、職業の尊厳を損う行為を一切行なってはならない。
- 3 会員は、自己の技術・知識・経験を社会のために可能な限り提供し、地域医療に協力する義務を負う。

遵守事項

- 1 会員は、歯科医師の行なった診療につき、(口頭・文書等で)批判すべきでない。
- 2 会員は、歯科医師としての品位を傷つけるがごとき宣伝、広告等は、厳に慎まなければならない。
- 3 会員は、診療及び納税に関し、不当・不正があってはならない。
- 4 会員は、診療に際し、事前にその方法・使用材料・費用等について、十分説明を行ない、患者の承諾を受けなければならない。
- 5 会員は、自己の地位・立場を利用した背任行為があってはならない。

【歯科医師法】 第一条

歯科医師は、歯科医療及び保健指導を掌ることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するものとする。

定款諸規程の変更・改定の沿革

- S22・11・1 社団法人北安曇郡歯科医師会として設立
同定款、選挙規程制定施行
- S55 定款、諸規定改定委員会発足
- S55・11・4 臨時総会にて名称変更議決
社団法人北安曇郡歯科医師会とすること、同時に定款の全面改定を決議
- S56・5・1 会館用地委員会設置要綱、同運用細則
- S57・9・1 定款変更認可
名称社団法人北安曇郡歯科医師会となる。
新定款施行
- S57・9・末日 定款施行細則、諸規程等の諮問
- S58・4・1 定款施行規則、会務規程、委員会規程、福祉共済会規程、同運用内規、福祉共済費、負担金立替払要綱施行
- S59・4・1 財務規程、入会金に関する規程
会費及び負担金の減免に関する規程
会員、新規入会者、診療所開設者、新規診療所開設者に関する指導要綱施行
- S59・10・16 諸様式、理事会にて議決
- S60・9・3 福祉共済会規程の一部改正
福祉共済会規程運営内規の一部改正
- S62・4・1 入会金に関する規程の一部改正
会費及び負担金の減免に関する規程の一部改正
会館用地委員会設置要綱運用細則の一部改正
会員、新規入会者、診療所開設者、新規診療所開設者に関する指導要綱の一部改正（研修期間の改定）
研修医制度要綱の制定、施行
- S63・4・1 福祉共済会規程の一部改正
福祉共済会試算清算規程の制定
福祉共済会規程運用内規の一部改正
- H2・9・26 定款の変更(役員の種類及び員数)
- H2・12・1 会員、新規入会者、診療所開設者、新規診療所開設者に関する指導要綱の一部改正（研修期間の削除）
- H3・12・3 定款の変更（事務所）
- H3・4・1 委員会規程の改正(医療部を保険部・学術部に分離)
- H5・4・1 会館用地維持管理規則・会館用地維持管理規則施行細則・会館用地管理委員会規程の施行
- H5・4・1 会館用地委員会設置要綱・同運用細則の廃止H6・4・1
定款の変更（名称及び事務所）

- 名称 社団法人大北歯科医師会に変更
 定款諸規定改定委員会発足
- H6・12・1 選挙に関する規程の改正
 会費及び負担金の減免に関する規程の改正
 福祉共済会規程の改正
 福祉共済会規程運営内規の改正
 会員、新規入会者、診療所開設者、新規診療所開設者に関する指導要綱の一部改正（日歯県歯への入会を明記）
- H9・4・1 旅費規則施行
- H11・4・1 定款の変更（名称及び事務所）
- H15・4・1 定款の変更（名称及び事務所）
- H17・4・1 旅費改正規則（第5条追加）の施行
- H23・4・1 福祉共済会を大北歯科医師福祉共済会に分離する
- H25・4・1 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する
- R2・7・1 公益目的支出計画の達成により一般社団法人大北歯科医師会に完全移行
- R4・4・1 諸規定の一部改正
 会館用地委員会の廃止と災害等対策委員会の新設に伴う運営規則・及び施行細則・規程および細則の制定
 会費及び負担金の減免に関する規程の75歳以上の会員の会費金額の変更
 会館用地負担金の廃止及び災害等対策負担金の新設
- R5・4・1 定款の一部改正
 第26条 報酬規程を別に定め支払方法等を明示。役員及び会員への報酬等の支払について明示。第31条 議事録開示（事務所）の明示。第36条公益目的支出計画完了による監査・承認書類の一部削除と保管書類（電磁的記録及び議決権行使書等）の追加
 諸規定の一部改正
 定款施行規則 入会金の額を削除。書面による決議権行使の明示。土地台帳の抹消及び財産目録保管の明示。附則の追加。
 財務規程 取得備品を記載する台帳の明示と登載省略備品単価の変更。
 選挙に関する規程 届出内容の変更と届出先の明示。
 入会金に関する規程 入会金の額の追加及び金額の変更。勤務会員の要件の変更。免除決定機関の明示と免除適用要件の変更。入会金の差額の削除。
 研修医制度要綱 歯科医師の職業倫理の遵守を目的に付加。登録医制度の制定と登録医の位置づけの明文化。研修医・登録医の届出義務と位置づ

け及び費用負担の明示。規定外事項の処理の追加。附則に研修医の改定移行期間を追記。

会員、新規入会者、診療所開設者、新規開設者、研修医に関する指導要綱指導要綱に登録医を追加。登録医届出と本会への入会指導の追記。新規入会希望者指導要綱の削除。研修医・登録医の指導要綱の追加。歯科医師の職業倫理・コンプライアンスを指導要綱の追加。関連資料の添付。

諸規定の廃止

「会費及び負担金の減免に関する規程」 「災害等対策委員会運営規則」

「災害等対策委員会運営規則施行細則」 「災害等対策委員会規程」

「旅費規程」

諸規定の制定

「会費に関する規程」 「災害等対策委員会規則」 「報酬規定」

R6・4・1 諸規定の一部改正

研修医登録医制度要綱 第1条（目的）に歯科医師法第1条の付加。

登録医負担金減免の区分（常勤・非常勤）、減免申請等について明示。

令和5年4月1日改定要綱附則の研修医の改定移行期間の終了。

報酬規則 第3条における事業に対する報酬等の費用弁済方法等の明示

R7・3・1 定款の一部改正

第5条 法人の構成員における正会員の資格の変更及び文言の訂正。

第19条2 役員の設置における、役職設置人数変更

R7・4・1 「委員会規則」一部改正

常設委員会として広報委員会を追加

R7・4・1 「「選挙に関する規程」一部改正

第2条 役員の資格 会員期間の削除

R8.4.1 「報酬規則」一部改正

第2条 役員報酬額の一部変更

第3条（2）文言の追加・変更。

第3条（3）旅費・日当等に対する費用弁済の旅費等補填する会議の追加と補填対象者の明確化。

（下表 旅費）交通費・日当・車両使用料計算表の金額の変更。

大北歯科医師福祉共済会規程

(目的)

第1条 大北歯科医師福祉共済会(以下「本会」という。)は、一般社団法人大北歯科医師会に所属する歯科医師の福祉を行うことを目的とする。

(会員)

第2条 本会の会員(以下「会員」という。)は、歯科医師であって、本会の事業に賛同して入会した者とする。

(経費の負担)

第3条 会員は、この会の活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年定める額を支払う義務を負う。

2 既納の入会金、会費及び負担金は、その理由のいかんを問わず、これを返還しないものとする。

(任意退会)

第4条 会員は、本会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第5条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員の同意により除名することができる。

(1) 本会の規則に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第6条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第3条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。

(2) 会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡したとき、又は本会が解散したとき。

(業務)

第7条 この会は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 会員の傷病見舞

(2) 会員の死亡見舞

(3) 会員の火災見舞

(4) 会員の風水害に対する見舞

(5) 会員の重度心身障害等見舞 (6) その他会員の福祉共済

(委員会の設置と構成)

第8条 本会の業務を運営するために福祉共済会運営委員会(以下「委員会」という。)を設置し、次の役員をおく。

委員長 1名

副委員長 1名

会計 1名

委員 若干名

(役員の任命)

第9条 本会の役員は、一般社団法人大北歯科医師会会長がこれを任命する。

(役員の職務)

第10条 委員長は、業務を掌理し委員会を招集しその議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し会長が事故あるときは職務を代理する。

3 会計及び委員は、委員長の旨を受けて業務を処理する。

(委員の任期)

第11条 委員の任期は、2年とする。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(運営)

第12条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

第13条 委員会の議決は、出席者の多数決による。可否同数のときは議長が決める。

2 委員会の決定事項等については、速やかに会員に報告する。

(見舞金の額)

第14条 第3条各号に掲げる見舞金は次の各号に掲げる額とする。

(1) 死亡見舞金 20万円

(2) 災害見舞金

ア、火災見舞金 5万円

イ、風、水害等についての災害見舞金は前号に準じて決定する。

(3) 重度心身障害等見舞金

2年以上診療に従事する事が不能でかつ将来再起見込みのない者には前払い金として20万円を贈ることができる。

(傷病見舞金)

第15条 会員が傷病等のため療養を要したときは、別に掲げる見舞金を贈ることができる。

第16条 会員がやむを得ず本会を退会したときは、3万円以内の餞別金を贈ることができる。

第17条 会員の負担金は、年額6千円とする。

但し、満75歳に達した翌年度より負担金は免除する。

2 負担金は、年額を毎年度4月末日までに納入するものとする。

3 新規入会者は、加入金5万円を加入時に納入する。

但し、病院歯科等に勤務する会員の異動・変更に伴う入会金については、これを免除することが出来る。

4 納入した金額は、返還しない。

5 病気など特別な理由で委員会が認めた場合は、負担金を免除または猶予することができる。

(加入)

第18条 見舞金給付については、加入金を納入した時点でその効力を発生する。

(加入手続)

第19条 この共済に加入しようとする者は、別記様式第1号による申込書に所要の事項を記入し委員長に提出するものとする。

(失 格)

第20条 負担金は4カ月以上滞納した者には督促状を発しなお5カ月以上ひき続き負担金を滞納した者は共済金の給付を受ける事ができない。

第21条 前条の規定に該当したものが1カ月以内に滞納金を納入したときは前条の資格を復活するものとする。

(資格の継続、措置)

第22条 加入後5年以上経過したもので病気のため休診し、負担金納入が困難と認められた場合、原則として医師の診断書を添え申し出ることにより共済金の受給資格を失わない措置を講ずることができる。

(対象物件の指定)

第23条 火災見舞金の対象物件は、現に就業している診療所及び会員が主として居住している住宅とする。

第24条 会員は、入会申込書の記載事項に異動があったときはすみやかに文書をもって委員長に届け出なければならない。

(緊急処置)

第25条 委員長は、共済金の給付について緊急を要すると認めたときはすみやかにその額を決定し給付等を行う事ができる。

(会計処理)

第26条 本会に基金を設け、毎年3月末日をもって会員に会計報告を行う。

2 基金は、福祉共済会の事業以外の用途にあてることができない。

3 基金について前項以外に必要な事項は、委員会で定める。

(規程の変更等)

第27条 規程の変更及びこの規程に定めるもののほかに、この会の運営に必要な事項は、委員会の議を経て定めることができる。

附 則

この改正規程は、平成23年12月16日から施行する

附 則

この改正規程は、平成30年 3月 1日から施行する

附 則

この改正規程は、令和 5年 3月 1日から施行する

諸規定の改正内容 火災見舞金額及び対象物件の変更、加入金の免除追加、

文言変更(重度心身障害等)、別記様式第1号の変更、決定機関の変更

この改正規程は、令和 7年 4月 1日から施行する

第2条 会員資格の変更。第6条(4)項削除。第17条 文言の修正・追加。

大北歯科医師福祉共済会規程運営内規

(趣 旨)

第1条 この運営内規は、大北歯科医師福祉共済会規程（以下「規程」という。）第7条の規定にもとづき福祉共済業務の運営について必要な事項を定めるものとする。

(見舞金、餞別金の給付申込)

第2条 見舞金、餞別金の給付申込は本人または、代理者の申し出により当該発生、6カ月以内に別記様式第2号による申込書に所要事項を記載し委員長に提出するものとする。餞別金は負担金の支払額以内とし委員会により決定する。

(重度心身障害等見舞金)

第3条 会員で診療に従事することが不能でかつ将来再起見込みのない者は、原則として医師の診断書を添付して申し込むものとする。

(傷病見舞金)

第4条 規程第15条の傷病見舞金はつぎに掲げる額を給付する。

- (1) 傷病見舞金として1入院2万円を給付する。但し、入院期間1週間以上の場合とする。
- (2) 傷病見舞金の給付対象とならないで死亡の場合見舞金として2万円を給付する。

(給付の限度)

第5条 前条の傷病見舞金は同一傷病1回を限度とする。

- 2 前払金受給者には傷病見舞金・死亡見舞金は支払わない。
- 3 火災見舞金は、被害額50万円以内は給付対象外とし1物件1回限りとする。

附 則

この規程運営内規は平成23年12月16日から施行する

附 則

この改正規程運営内規は、平成30年 3月 1日から施行する。

附 則

この改正規程運営内規は、令和 5年 3月 1日から施行する。

第3条 文言変更（重度心身障害等）及び診断書の添付の変更、給付の限度変更、別記様式第2号の変更

(様式第1号)

令和 年 月 日

大北歯科医師福祉共済会
委員長

殿
住所

氏名

印

加入届出書

このことについて、下記のとおり加入したいので、規程第19条の規定によりお届けします。

記

加入期日

令和 年 月 日をもって加入

会処理欄

受 理 令和 年 月 日

承 認 令和 年 月 日

委員長

印

付記事項

(様式第2号)

大北歯科医師連盟規約

(名称)

第1条 この連盟は、大北歯科医師連盟という。

(目的)

第2条 大北歯科医師連盟（以下「連盟」という。）は、大北地区内において診療に従事する歯科医師が相互に協力し、その業権を確保し、医療体制に対する民主的政治活力を強化し、医療並びに医療保険の改善を計り、もって 国民の健康にして文化的な生活の確立を期することを目的とする。

第3条 連盟は、前条の目的を達成するため、長野県歯科医師連盟並びに他の郡市地区歯科医師連盟と密接な連携を保つものとする。

(組織)

第4条 連盟は、第2条の目的達成に賛同する大北歯科医師会会員をもって組織する。

(事務所)

第5条 連盟の事務所は長野県大町市大字大町1 4 7 7－8 佐藤歯科医院内に置く。

(役員)

第6条 連盟に、次の役員を置く。

- | | |
|------|----------------------|
| 理事長 | 1名 |
| 副理事長 | 3名以内 |
| 理事 | 若干名（うち1名は、出納責任者とする。） |
| 監事 | 2名 |

第7条 理事長、副理事長及び理事・監事は、会員の互選とし、総会においてこれを選出する。

(役員職務)

第8条 理事長は、連盟を代表し、業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が事故ある時は、その職務を代理する。
- 3 監事は、連盟の経理を監査する。
- 4 役員任期は、大北歯科医師会役員任期に準じ、任期が満了したときは後任者が就任するまで、その職務を行うものとする。

(運営)

第9条 連盟の会議は、理事長が必要に応じ招集し、その議長となる。

(経費)

第10条 連盟の経費は、加入金、会費、寄附金及びその他収入をもってあてる。

第11条 連盟に加入する者は、別に定める加入金を納入するものとする。

第12条 会員は別に定めるところにより、会費及び負担金を納入するものとする。

(会計年度)

第13条 連盟の会計年度は、1月1日に始まり、翌年12月31日に終わる。

(補則)

第14条 連盟の解散及び規約の変更は、総会において、3分の2以上の者が出席し、出席者の過半数をもって決める。

附 則

この規約は平成7年6月2日から施行する。

附 則

この改正規則は令和3年4月27日から施行する。（事務所所在地の変更）

附 則

この改正規約は令和5年4月1日から施行する。（第7条監事の選出方法の変更）

大北歯科医師連盟加入金に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、連盟規約第11条に定める加入金について、必要な事項を定める。

(加入金の額及び納入)

第2条 加入金の額は、20万円とする。

2 加入金の納入は、診療所開設時とする。

(加入金の免除)

第3条 前条の加入金は、一部又は全部を免除することができる。

2 連盟に10年以上在籍した会員（以下甲という）の開設管理する診療所を甲の子弟が継承するために開設者となった場合は加入金を免除することができる。

(規定外事項の処理)

第4条 本規程に定めなき事項については、総会において協議決定する。

附 則

この規程は平成5年1月1日から施行する。

附 則

この改定規程は令和5年1月1日から施行する。

(改正内容 第2条加入金の減額及び第3条加入金差額免除の削除)